

令和6年11月

主催 建設業労働災害防止協会長野県支部
建築物石綿含有建材調査者講習実施機関 長野労働局長登録第1号
(有効期限5年 登録満了日2026年5月24日)

建築物石綿含有建材調査者講習（一般） 開催案内

令和2年（2020年）7月に石綿則が改正され、「建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等が行う」ことが義務付けられました。

これにより、下記のとおり標記講習会を開催することと致しましたので、ご案内致します。

記

1. 開催日及び開催場所等

開催日時	開催場所	締切日	定員
令和7年2月13日(木) ～2月14日(金)	松筑建設会館 松本市島立996	2/3 (月)	50名

2. 講習時間割及び科目

1 日目	8:50 ～ 9:00	オリエンテーション
	9:00 ～ 10:00	科目1「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」
	10:10 ～ 11:10	科目2「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2」
	11:20 ～ 12:00	科目3「石綿含有建材の建築図面調査」
	13:00 ～ 16:30	
※12:00～13:00 昼休憩		(休憩 午前20分・午後10分)
2 日目	8:40 ～ 8:50	オリエンテーション
	8:50 ～ 12:00	科目4「目視調査の実際と留意点」
	13:00 ～ 14:00	
	14:10 ～ 15:10	科目5「建築物石綿含有建材調査報告書の作成」
	15:20 ～ 15:30	修了考査事務連絡
	15:30 ～ 17:00	修了考査
※12:00～13:00 昼休憩		(休憩 午前10分・午後20分)

※ この講習会は、CPDS（全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度）及びCPD（日本建築士会連合会の継続学習制度）に申請いたします。

※ 受講申込書の学習履歴証明欄CPDS「カードまたはQRコード印刷物持参」「証明書用紙発行希望」のどちらかに○印を記入して下さい。CPDについてはカード申請のみですので、申請の場合は「カード持参」に○印を記入して下さい。
なお、CPDS「カードまたはQRコード印刷物持参」に○印を記入した方は、当日必ず登録番号が分かるものをお持ちの上、受付でご提示ください。

3. 受講料及びテキスト代

※受講料が改定されました

	受講料（税込）	テキスト代（税込）
会員	40,040円	※建災防より無償配付
非会員	40,040円	4,730円

※ テキストは申込受付後、事前にお渡ししますので、講習会当日にご持参ください。

（当日テキストを忘れた場合、新たにご購入頂きます）

※ 受講料及びテキスト代は、受講申込の際に納入してください。

※ 納入後の受講料及びテキスト代はお返しできません。

※ 令和4年4月より、免除制度が廃止となりました。

4. 受講申込方法等

- ① 所定の申込書（各分会に備付、ホームページから印刷等）に必要事項を記入し、受講料及びテキスト代を添えて、会員は所属分会へ、非会員は最寄りの分会へお申し込みください。
※申込書には**写真**（6ヶ月以内に撮影した無背景上三分身正面脱帽、縦4.5cm×横3.5cm）を2枚貼付してください。写真の裏面には氏名をご記入ください。
※**本人確認書類**を添付してください。（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポート・登録教習機関発行の各種講習修了証・官公庁発行の各種免許証・外国籍の方は在留カードの写し）
 - ② 申込書の「受講資格」欄の該当番号に○印をし、それを**証明する添付書類等を必ず添付**してください。（申込書裏面「実務経歴証明欄」）
※「実務経歴証明欄」に不備がある場合、申込受付ができません。
※「実務経歴証明欄」の記入に誤りが生じた場合は、「証明者訂正印」により訂正してください。
 - ③ 申込受付時に、「受講票」を交付します。受講当日会場受付に提示して下さい。
 - ④ 申込み受付後、テキストをお渡し、又は、後日建災防長野県支部（主催者）より申込ご住所宛にテキストを送付致します。講習会2日目に修了考査を実施しますが、難しい試験となりますので、テキストをよくお読み頂き、講習会を受講してください。
- ※ 申込書氏名欄の「旧姓又は通称」併記希望者は、以下の添付書類を添えてお申込みください。
- ・旧姓:戸籍謄本、旧姓を併記した住民票、運転免許証のうちいずれか
 - ・通称:住民票

5. その他

- ① 申込み受付後の受講日の変更・取消し及び受講料・テキスト代の返金は出来ません。
ただし、受講者の変更は可能とします。
- ② 欠席、遅刻、早退または途中退席等をし、講習科目の一部を受講しない場合は、修了考査の受講は出来ません。遅刻等しないようご注意ください。
- ③ 修了考査合格者には「修了証」を、不合格者には「受講証明書」を申込分会を通して交付します。（講習会后約一ヶ月後発行）受講者本人の受領確認のため、交付時には受領印等を分会にご持参ください。
- ④ 修了考査に不合格の場合、「講義を終えた日の属する年度の翌々年度末」までは、再修了考査の受験が可能です。詳細は交付した「受講証明書」をご確認いただき、建災防長野県支部（各分会）へお問合せください。

6. 受講資格、添付書類等

受 講 資 格	添 付 書 類 等
① 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
② 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書+申込書裏面証明欄A
③ 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
④ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（③に該当する者を除く。）	
⑤ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	
⑥ 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	
⑦ 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	左記技能講習修了証写し+申込書裏面証明欄C
⑧ 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	申込書裏面証明欄D
⑨ 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者	
⑩ 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	申込書裏面証明欄E
⑪ 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	申込書裏面証明欄D
⑫ 第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者	左記登録証の写し+裏面証明欄C

※受講科目の一部免除制度は、令和4年4月より廃止となりました。

受講資格①「石綿作業主任者技能講習修了者」であっても、全科目受講（修了考査含）となります。

解体・改修工事を行う際には、その規模の大小にかかわらず工事前に解体・改修作業に係る部分の全ての材料について、石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査を行う必要があり、事前調査は、建築物石綿含有建材調査者などの一定の要件（※）を満たす人が行う必要があります（令和5年（2023年）10月から）。

※①建築物石綿含有建材調査者講習の修了者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者（※一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る）

②令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

厚労省「石綿総合情報ポータルサイト」：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

